

## 入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び五條市契約規則（昭和39年五條市規則第4号）第3条の規定に基づき公告する。

五條市長 平岡 清司

### 第1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 広報紙等戸別配付業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで

この入札は、年度開始前の準備行為であり、当該契約に係る予算が議会で議決されたときに、入札の効力が生じる。

- (4) 履行場所 五條市岡口1丁目3番1号 五條市役所
- (5) 最低制限価格の設定 無し
- (6) 入札方法等 郵便入札による。他、入札説明書記載のとおり
- (7) その他

この入札は、年度開始前の準備行為であり、当該契約に係る予算が議会で議決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じるものとする。

### 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、五條市令和7・8年度物品・役務入札参加資格に係る業者登録において、配付や配送等、当該業務に適する内容の取り扱いがある者。
- (3) 国税、五條市税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間に、五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員(五條市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

②暴力団(五條市暴力団排除条例(平成24年五條市条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

③役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

⑤③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(7) 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

### 第3 契約条項を示す場所及び日時等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号

五條市 市長公室 秘書広報課 秘書広報係

電話 0747-22-4001 (内線303)

FAX 0747-22-6570

電子メール koho@city.gojo.lg.jp

五條市ホームページ <https://www.city.gojo.lg.jp>

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

① 入手方法 五條市ホームページからのダウンロード

② 公告の日から令和8年4月7日(火)まで

### 第4 入札書の到着期限及び開札の日時等

(1) 到着期限及び提出先

① 令和8年4月6日(月) 必着

② 〒637-8799 日本郵便五條郵便局留 五條市役所秘書広報課行

※簡易書留郵便による。

(2) 開札の日時及び場所

① 令和8年4月7日(火) 午前10時

② 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市役所 会議室2-4

### 第5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に当該額にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、五條市契約規則(昭和39年4月五條市規則第4号)第22条第1項各号の規定に該当する場合(下記ア又はイ)は免除します。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。

イ 契約締結予定日より過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と本市が同等と認める契約（種類及び規模をほぼ同じくする契約）を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

(3) 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札、入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。

(5) 電子契約によることを可とします。落札者は、電子契約を希望する場合「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

(6) 落札者は、五條市契約規則第19条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

## 第6 入札に関する質問

入札に関する質問は、まとめて1回のみとし次のとおり電子メールによる質問書（様式1の2）の提出に限り受け付けます。

(1) 受付期間 公告日から令和8年3月18日（水）正午まで

(2) 提出方法等 第3に掲げる担当部局まで電子メールにて提出してください。  
※提出後、担当係まで、送信したことを電話連絡してください。

(3) 回答方法

質問があった場合、令和8年3月23日（月）午後5時までに質問及び回答の内容をまとめて五條市ホームページに掲載します。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。